

高齢者の

# 安全運転サポート車

の購入等を支援します（中古車限定）。

## ①対象となる方 次の全てを満たす方

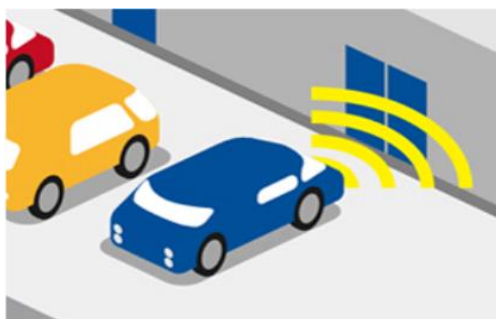
- ◆ 県内にお住まいの満65歳以上の方（令和4年度内に65歳に達する方を含む。）
- ◆ 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに、以下②の「補助対象となる車両」の中古車の移転登録もしくは移転届出または中古車の新規登録もしくは新規検査届出をされた方
- ◆ 自動車検査証に記載された使用者である方
- ◆ 限定運転に取り組むことを宣言している方
- ◆ 県税に滞納のない方
- ◆ 申請に係る年度に関わらず、本補助金の交付を受けていない方

## ②補助対象となる車両 次の全ての装置を搭載した車両（サポカーSワイド）

### ○衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）



### ○ペダル踏み間違い急発進抑制装置



### ○車線逸脱警報装置



### ○先進ライト

イラストの出典：経済産業省ウェブサイト(<https://www.safety-support-car.go.jp/>)

本補助金の対象車両は、サポカー限定免許の要件を満たさないものもありますので、サポカー限定免許の申請を考えておられる方はご注意ください。

上記①②に該当の場合 **20,000円** を補助します。

申請書等の郵送（提出）先・お問合せ先

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1（電話 0776-20-0296）

受付時間：平日（月～金）8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）

詳しくはHPをご覧ください

交通死亡事故防止対策事業補助金

検索

# 補助金の申請から交付までの流れ

## (1)安全運転サポート車を注文(購入、リース)します。

○令和4年3月1日から令和5年2月28日までに登録または届出する  
**中古車**が対象です。

○補助金の交付は1人1回(台)限りです。

## (2)補助金交付申請書を福井県に郵送(提出)してください。

### 【添付書類】

- ①安全運転サポート車販売証明書(事業者に記載を依頼してください。)
- ②県税の納税状況の確認について
- ③自動車検査証の写し
- ④運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面の写しも必要です。)
- ⑤限定運転宣言書の写し(両面)

○申請書の受付期間は、令和4年6月1日～令和5年3月6日です。(必着)

○申請書類は、登録または届出の翌月末までに提出してください。

ただし、

登録または届出の日が、令和4年3月1日から4月30日の場合は、6月末までに、  
登録または届出の日が、令和5年2月1日から2月28日の場合は、3月6日までに提出してください。

○郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。

## (3)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます。

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

## (4)補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます。

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

 補助対象車両は1年以上所有する必要があります。

補助金を受けて取得した自動車を登録または届出の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。